

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2016-115002

(P2016-115002A)

(43) 公開日 平成28年6月23日(2016.6.23)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06F 21/12 (2013.01)	G06F 21/12 310	5B035
G09C 1/00 (2006.01)	G09C 1/00 660D	5J104
H04L 9/32 (2006.01)	H04L 9/00 675A	
G06F 21/60 (2013.01)	G06F 21/60 320	
G06K 19/073 (2006.01)	G06K 19/073	

審査請求 未請求 請求項の数 9 O L (全 11 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2014-251095 (P2014-251095)  
 (22) 出願日 平成26年12月11日 (2014.12.11)

(71) 出願人 000003078  
 株式会社東芝  
 東京都港区芝浦一丁目1番1号  
 (74) 代理人 100117787  
 弁理士 勝沼 宏仁  
 (74) 代理人 100107582  
 弁理士 関根 毅  
 (74) 代理人 100118843  
 弁理士 赤岡 明  
 (74) 代理人 100137523  
 弁理士 出口 智也  
 (72) 発明者 伊藤 晋朗  
 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社  
 東芝内

最終頁に続く

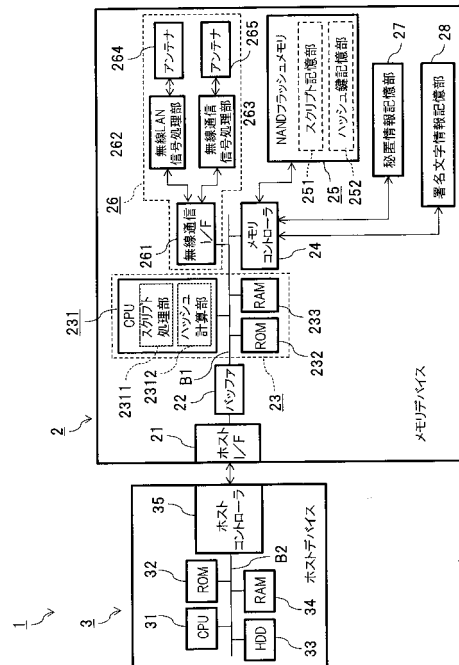
(54) 【発明の名称】 メモリデバイス

(57) 【要約】

【課題】意図しないスクリプトの実行を制限するメモリデバイスを提供する

【解決手段】本実施形態によるメモリデバイスは、スクリプト記憶部と、ハッシュ鍵記憶部と、ハッシュ計算部と、スクリプト処理部とを備える。スクリプト記憶部は、第1スクリプトを記憶する。ハッシュ鍵記憶部は、第2スクリプトを暗号化した第2ハッシュ鍵を記憶する。ハッシュ計算部は、第1スクリプトを第1ハッシュ鍵へと暗号化する。スクリプト処理部は、第1スクリプトを実行する。スクリプト処理部は、第1ハッシュ鍵が第2ハッシュ鍵と異なる場合に、第1スクリプトの実行を制限する。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

第 1 スクリプトを記憶するスクリプト記憶部と、  
第 2 スクリプトを暗号化した第 2 ハッシュ鍵を記憶するハッシュ鍵記憶部と、  
前記第 1 スクリプトを第 1 ハッシュ鍵へと暗号化するハッシュ計算部と、  
前記第 1 スクリプトを実行するスクリプト処理部と、を備え、  
前記スクリプト処理部は、前記第 1 ハッシュ鍵が前記第 2 ハッシュ鍵と異なる場合に、  
前記第 1 スクリプトの実行を制限する、メモリデバイス。

**【請求項 2】**

前記第 2 スクリプトを前記第 2 ハッシュ鍵へと暗号化可能な署名文字情報を記憶する署名文字情報記憶部を更に備え、  
前記ハッシュ計算部は、前記署名文字情報に基づいて前記第 1 スクリプトを前記第 1 ハッシュ鍵へと暗号化する、請求項 1 に記載のメモリデバイス。

10

**【請求項 3】**

通信部と、  
前記通信部のネットワークへのアクセスに用いる秘匿情報を記憶する秘匿情報記憶部と、  
を更に備え、  
前記スクリプト処理部は、前記第 1 ハッシュ鍵が前記第 2 ハッシュ鍵と異なる場合に、  
前記第 1 スクリプトに含まれる前記秘匿情報記憶部へのアクセスが可能なスクリプトを実行しない、請求項 1 に記載のメモリデバイス。

20

**【請求項 4】**

前記スクリプト記憶部に対する外部からのリードライトアクセスを許容するインターフェースを更に備える、請求項 1 に記載のメモリデバイス。

**【請求項 5】**

前記署名文字情報記憶部は、外部からのリードライトアクセスが不可能である、請求項 2 に記載のメモリデバイス。

**【請求項 6】**

通信部を更に備え、  
前記署名文字情報記憶部は、前記通信部を通じた外部からのリードライトアクセスが不可能である、請求項 5 に記載のメモリデバイス。

30

**【請求項 7】**

前記スクリプト記憶部に対する外部からのリードライトアクセスを許容するインターフェースを更に備え、  
前記署名文字情報記憶部は、前記インターフェースを通じた外部からのリードライトアクセスが不可能である、請求項 5 に記載のメモリデバイス。

**【請求項 8】**

前記第 1 ハッシュ鍵は、前記第 1 スクリプトに一意に対応する情報であり、  
前記第 2 ハッシュ鍵は、前記第 2 スクリプトに一意に対応する情報である、請求項 1 に記載のメモリデバイス。

**【請求項 9】**

第 1 スクリプトを第 1 ハッシュ鍵へと暗号化する計算部と、  
第 2 スクリプトを暗号化した第 2 ハッシュ鍵を記憶する記憶部と、を備え、  
前記計算部は、前記第 1 ハッシュ鍵と前記第 2 ハッシュ鍵とを比較し、前記第 1 スクリプトの実行を制御する、メモリデバイス。

40

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明の実施形態は、メモリデバイスに関する。

**【背景技術】****【0002】**

50

無線通信機能を備えたSDカードは、ホスト機器の無線通信機能に頼らず、自らの無線通信機能でクラウドサイトへダイレクトにアクセスできる。このようなクラウドサイトへのアクセスは、SDカードに記憶されたスクリプトをSDカードのスクリプト処理部が実行することで行われる。

【0003】

ここで、スクリプトは、コンパイルが不要であるといった利便性を有する。一方で、ソースコードを秘匿できないため、第三者に改変され易い。

【0004】

このため、従来の無線通信機能を備えたSDカードにおいては、スクリプトが第三者によって改変され、ユーザが意図しないスクリプトが実行されるという問題があった。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特許第5410626号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

意図しないスクリプトの実行を制限するメモリデバイスを提供する。

【課題を解決するための手段】

【0007】

20

本実施形態によるメモリデバイスは、スクリプト記憶部と、ハッシュ鍵記憶部と、ハッシュ計算部と、スクリプト処理部とを備える。スクリプト記憶部は、第1スクリプトを記憶する。ハッシュ鍵記憶部は、第2スクリプトを暗号化した第2ハッシュ鍵を記憶する。ハッシュ計算部は、第1スクリプトを第1ハッシュ鍵へと暗号化する。スクリプト処理部は、第1スクリプトを実行する。スクリプト処理部は、第1ハッシュ鍵が第2ハッシュ鍵と異なる場合に、第1スクリプトの実行を制限する。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】本実施形態を示すメモリシステム1のブロック図である。

【図2】図1のメモリシステム1におけるメモリデバイス2の動作例を示すフローチャートである。

30

【図3】図1のメモリシステム1におけるメモリデバイス2の動作例を示す模式図である。

【発明を実施するための形態】

【0009】

以下、図面を参照して本発明に係る実施形態を説明する。本実施形態は、本発明を限定するものではない。

【0010】

図1は、本実施形態を示すメモリシステム1のブロック図である。メモリシステム1は、メモリデバイス2とホストデバイス3とを備える。メモリデバイス2は、例えば無線通信機能を備えたSDカードなどである。ホストデバイス3は、例えばデジタルカメラ、携帯電話機、スマートフォンまたはパーソナルコンピュータといったコンピュータ端末である。

40

【0011】

メモリデバイス2は、ホストデバイス3に接続され、ホストデバイス3から電源供給を受ける。また、メモリデバイス2は、ホストデバイス3からのアクセスに応じた処理を実行する。

【0012】

図1に示すように、メモリデバイス2は、ホストインターフェース(I/F)21と、バッファ22と、主制御部23とを備える。ホストインターフェース21はホスト1とメ

50

メモリデバイス2とを接続するインターフェースである。また、メモリデバイス2は、メモリコントローラ24と、NANDフラッシュメモリ25と、通信部26と、秘匿情報記憶部27と、署名文字情報記憶部28とを備える。NANDフラッシュメモリ25は、スクリプト記憶部251およびハッシュ鍵記憶部252を備える。

【0013】

主制御部23は、CPU231と、ROM232と、RAM233とを備える。また、通信部26は、無線通信インターフェース(I/F)261と、無線LAN信号処理部262と、無線通信信号処理部263と、アンテナ264、265とを備える。また、CPU231は、スクリプト処理部2311およびハッシュ計算部2312を備える。

【0014】

バッファ22と、CPU231と、ROM232と、RAM233と、メモリコントローラ24と、無線通信インターフェース261とは、共通のバスB1に接続される。また、バッファ22は、ホストインターフェース21に接続される。

【0015】

また、メモリコントローラ24は、NANDフラッシュメモリ25、秘匿情報記憶部27および署名文字情報記憶部28に接続される。また、無線通信インターフェース261は、無線LAN信号処理部262および無線通信信号処理部263に接続される。また、無線LAN信号処理部262は、アンテナ264に接続され、無線通信信号処理部263は、アンテナ265に接続される。

【0016】

ホストインターフェース21は、ホストデバイス3に接続可能である。ホストインターフェース21は、ホストデバイス3との接続状態において、ホストデバイス3との間で、コマンドの受信やデータの授受などを行う。例えば、ホストインターフェース21は、ホストデバイス3からのライトアクセスにともなって、ホストデバイス3から書き込み対象データ(例えば、写真や動画など)を受信する。

【0017】

バッファ22は、メモリデバイス2が処理するデータを一時的に保存する。例えば、バッファ22は、ホストデバイス3からの書き込み対象データを一時的に保存する。

【0018】

NANDフラッシュメモリ25は、外部からのリードライトアクセスが自由なユーザデータ領域である。例えば、NANDフラッシュメモリ25には、ホストデバイス3からのライトアクセスに従って書き込み対象データが書き込まれる。

【0019】

メモリコントローラ24は、NANDフラッシュメモリ25、秘匿情報記憶部27および署名文字情報記憶部28に対して、データの書き込みや読み出しを行う。例えば、メモリコントローラ24は、NANDフラッシュメモリ25に対して、ホストデバイス3からのライトアクセスに従った書き込み対象データの書き込みや、ホストデバイス3からの送信指令に従った送信対象データ(例えば、写真や動画など)の読み出しを行う。

【0020】

通信部26は、メモリデバイス2を外部ネットワークに接続する。外部ネットワークは、例えば、HTTPやHTTPSをサポートするクラウドサイト(インターネット上のサーバ)などである。

【0021】

例えば、メモリコントローラ24は、NANDフラッシュメモリ25から読み出した送信対象データを、無線通信インターフェース261へ送信する。そして、無線LAN信号処理部262は、無線通信インターフェース261から取得された送信対象データを、無線LAN方式でアンテナ264を通じてクラウドサイトに送信する。

【0022】

また、通信部26は、メモリデバイス2を外部ネットワーク以外の通信先にも接続可能である。具体的には、無線通信信号処理部263は、メモリコントローラ24がNAND

10

20

30

40

50

フラッシュメモリ 25 から読み出された送信対象データを、無線通信インターフェース 261 を介して取得する。そして、無線通信信号処理部 263 は、取得した送信対象データを、無線 LAN 以外の通信方式（例えば、近接無線通信）でアンテナ 265 を通じてポータブル端末（例えば、スマートフォン）に送信する。

【0023】

主制御部 23 は、メモリデバイス 2 の全体の動作を制御する。主制御部 23 の制御は、CPU 231 が ROM 232 に記憶されているファームウェアを実行することで行う。ファームウェアは、所定の API (Application Programming Interface) をサポートしている。

【0024】

ここで、API は、或るコンピュータプログラムの機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約である。ファームウェアの一部の機能呼び出す短いプログラムは、このような API に従って記述可能である。ファームウェアのすべてをプログラミングする必要がないので、このような API に従った記述を使う場合、ファームウェアの開発コストは削減可能である。

【0025】

このような API に従った短いプログラムとして、スクリプト言語で記述されたスクリプトがある。スクリプトは、機械語への変換や実行可能ファイルの作成などの過程を省略または自動化する。従って、スクリプトは、そのソースコードを記述したら即座に実行できるプログラムである。

【0026】

このようなスクリプトの利便性に鑑みて、本実施形態では、ファームウェアの一部の機能呼び出すために、第 1 スクリプトがスクリプト記憶部 251 に記憶されている。そして、スクリプト処理部 2311 は、この第 1 スクリプトを実行可能である。その結果、ファームウェアにおける一部の機能は、スクリプト処理部 2311 からの呼び出しに応じて実行可能である。

【0027】

なお、第 1 スクリプトは、例えば、文字列データなどである。また、スクリプト処理部 2311 は、第 1 スクリプトを実行することで、秘匿された外部ネットワークにアクセスする機能を実行するファームウェアを呼び出して実行してもよい。

【0028】

ここで、第 1 スクリプトは、外部ネットワークへのアクセスに用いる秘匿情報を取得することを内容とする場合がある。秘匿情報を用いてアクセスする外部ネットワークとしては、例えば OAuth システムを採用するクラウドサイトなどがある。また、秘匿情報は、外部ネットワークへのアクセスに用いる秘匿すべき情報であり、例えば、ユーザ ID やパスワードなどを暗号化したアクセストークンなどである。

【0029】

このような外部ネットワークへのアクセスに用いる秘匿情報は、秘匿情報記憶部 27 に記憶されている。したがって、第 1 スクリプトが秘匿情報を取得することを内容とする場合、第 1 スクリプトは、秘匿情報記憶部 27 へのアクセスが可能なスクリプトとなる。

【0030】

そして、第 1 スクリプトが秘匿情報記憶部 27 へのアクセスが可能なスクリプトである場合、スクリプト処理部 2311 は、第 1 スクリプトを実行することで、秘匿情報記憶部 27 にアクセスして秘匿情報を取得できる。さらに、スクリプト処理部 2311 は、取得された秘匿情報を、通信部 26 を通じてクラウドサイトに送信することで、クラウドサイトからアクセスの許可を得ることができる。

【0031】

このように、スクリプト処理部 2311 が第 1 スクリプトを実行して秘匿情報を取得することで、メモリデバイス 2 は、自らの無線通信機能で外部ネットワークにアクセスできる。例えば、メモリデバイス 2 は、NAND フラッシュメモリ 25 に書き込まれている送

10

20

30

40

50

信対象データを、ホストデバイス 3 からの送信指令に従ってクラウドサイトにアップロードできる。

【0032】

しかし、第 1 スクリプトの実行を制限しない場合、スクリプト記憶部 251 にアクセスした第三者が第 1 スクリプトを改変し、その結果、第三者が改変後の第 1 スクリプトに基づいて秘匿情報を不正取得してしまうおそれがある。そして、第三者が、不正取得した秘匿情報を悪用して、ユーザがアップロードしたデータに不正アクセスしてしまうおそれがある。

【0033】

そこで、メモリデバイス 2 は、第 1 スクリプトが改変されることで意図しないスクリプトが実行されることを制限するために、ハッシュ鍵記憶部 252 と、署名文字情報記憶部 28 と、ハッシュ計算部 2312 とを備えている。

【0034】

具体的には、ハッシュ鍵記憶部 252 は、第 2 スクリプトを暗号化した第 2 ハッシュ鍵を記憶している。

【0035】

ここで、第 2 スクリプトは、改変されていない正規（すなわち真正）の第 1 スクリプトに一致する。逆に、第 2 スクリプトは、改変された第 1 スクリプトと異なる。

【0036】

また、第 2 ハッシュ鍵は、第 2 スクリプトに一意に対応する情報であり、第 2 ハッシュ鍵から第 2 スクリプトを復号することがほぼ不可能な不可逆的な情報である。第 2 ハッシュ鍵は、例えば、暗号学的ハッシュ関数（一方向性関数）に基づく所定長さのビット列などであってもよい。

【0037】

また、第 2 ハッシュ鍵は、正規の第 1 スクリプトとともに NAND フラッシュメモリ 25 に書き込まれたものであってもよい。このような第 2 ハッシュ鍵および正規の第 1 スクリプトの書き込みは、メモリデバイス 2 の製造段階で行ってもよく、または、更新の段階で行ってもよい。

【0038】

第 1 スクリプトおよび第 2 ハッシュ鍵が更新可能であれば、その目的に合わせた自由な改変が可能であるといったスクリプトの利便性を確保することができる。なお、第 1 スクリプトおよび第 2 ハッシュ鍵の更新は、通信部 26 を用いたサーバとの通信や、ホストデバイス 3（例えば、パーソナルコンピュータ）の通信機能を利用したサーバとの通信で行ってもよい。また、第 1 スクリプトおよび第 2 ハッシュ鍵の更新は、後述する署名文字情報の更新をとともなってもよい。

【0039】

署名文字情報記憶部 28 は、第 2 スクリプトを第 2 ハッシュ鍵へと暗号化可能な署名文字情報を記憶している。署名文字情報記憶部 28 は、外部からのリードライトアクセスが不可能な秘匿領域である。

【0040】

具体的には、署名文字情報記憶部 28 は、ホストインターフェース 21 および通信部 26 のいずれを経由したリードライトアクセスも不可能である。署名文字情報は、例えば文字列データなどである。

【0041】

ハッシュ計算部 2312 は、署名文字情報に基づいて、第 1 スクリプトを第 1 ハッシュ鍵へと暗号化する。すなわち、ハッシュ計算部 2312 は、署名文字情報と第 1 スクリプトとに基づくハッシュ計算を行うことで、第 1 ハッシュ鍵を算出する。第 1 ハッシュ鍵は、第 1 スクリプトに一意に対応する情報である。

【0042】

ハッシュ計算の具体的な態様は、第 2 スクリプトを署名文字情報に基づいて第 2 ハッシ

10

20

30

40

50

ハッシュ鍵へと暗号化できる手法と同一であれば特に限定されず、例えば、署名文字情報と第1スクリプトとを、所定のアルゴリズムのハッシュ関数に入力してもよい。

【0043】

ハッシュ計算が正規の第1スクリプトに対して行われた場合、算出された第1ハッシュ鍵は、第2ハッシュ鍵に一致する。逆に、ハッシュ計算が変更した第1スクリプトに対して行われた場合、算出された第1ハッシュ鍵は、第2ハッシュ鍵と異なる。

【0044】

そして、スクリプト処理部2311は、第1ハッシュ鍵が第2ハッシュ鍵と異なる場合に、第1スクリプトの実行を制限する。例えば、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトに含まれる秘匿情報記憶部27へのアクセスが可能なAPIを実行しない。また、例えば、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトのすべてを実行しないようにしてもよい。

【0045】

したがって、メモリデバイス2は、変更された第1スクリプトが実行されることを制限できる。そのため、秘匿情報を不正取得されることを防ぐ効果を有する。メモリデバイス2の動作の詳細は後述する。

【0046】

図1に示すように、ホストデバイス3は、CPU31と、ROM32と、ハードディスクドライブ33(HDD)と、RAM34と、ホストコントローラ35とを備える。これらの構成部31~35は、バスB2を介して互いに接続されている。

【0047】

CPU31は、ホストデバイス3全体を制御する。ROM32は、CPU31が実行するファームウェアを記憶している。RAM34は、CPU31の動作領域である。ハードディスクドライブ33は、写真や動画などの各種のデータを記憶している。ホストコントローラ35は、メモリデバイス2へのアクセスを実行する。

【0048】

図2は、図1のメモリデバイス2の動作例を示すフローチャートである。図3は、図1のメモリデバイス2の動作例を示す模式図である。以下、図2および図3を用いてメモリデバイス2の動作の一例を説明する。

【0049】

図2に示すように、スクリプト処理部2311は、まず、スクリプト記憶部251から第1スクリプトを読みだす(ステップS1)。この第1スクリプトの読みだしは、スクリプト処理部2311がホストデバイス3からのアクセスに従ってファームウェアを実行することを契機としてもよい。

【0050】

次いで、ハッシュ計算部2312は、第1スクリプトと署名文字情報とに基づくハッシュ計算を行うことで、第1スクリプトを第1ハッシュ鍵へと暗号化する(ステップS2)。

【0051】

次いで、スクリプト処理部2311は、ハッシュ計算で算出された第1ハッシュ鍵と、ハッシュ鍵記憶部252に記憶されている第2ハッシュ鍵とを比較し、一致するか否かを判定する(ステップS3)。

【0052】

そして、第1ハッシュ鍵が第2ハッシュ鍵に一致する場合(ステップS3:Yes)、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトに記述された秘匿情報記憶部27にアクセスする機能(スクリプト部分)をオン(有効)にする(ステップS4)。

【0053】

一方、第1ハッシュ鍵が第2ハッシュ鍵に一致しない場合(ステップS3:No)、スクリプト処理部2311は、第1スクリプトに記述された秘匿情報記憶部27にアクセスする機能(スクリプト部分)をオフ(無効)にする(ステップS5)。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 5 4 】

次いで、スクリプト処理部 2 3 1 1 は、第 1 スクリプトを、実行の制限のない範囲（有効な範囲）で実行する（ステップ S 6）。

## 【 0 0 5 5 】

なお、スクリプト処理部 2 3 1 1 は、第 1 スクリプトを読みだし（ステップ S 1）した後、第 1 スクリプトに秘匿情報記憶部 2 7 へのアクセス機能が含まれているか否かを判定してもよい。この場合、スクリプト処理部 2 3 1 1 は、第 1 スクリプトに当該アクセス機能が含まれている場合に、ハッシュ計算（ステップ S 2）に移行し、第 1 スクリプトに当該アクセス機能が含まれていない場合に、直ちに第 1 スクリプトの実行（ステップ S 6）に移行してもよい。

10

## 【 0 0 5 6 】

例えば、図 3 A に示すように、第 2 ハッシュ鍵 H 2 \_\_ a がスクリプト a を暗号化したものであるのに対して、第 1 スクリプトが正規のスクリプト a である場合、ハッシュ計算で得られる第 1 ハッシュ鍵 H 1 \_\_ a は、第 2 ハッシュ鍵 H 2 \_\_ a に一致する。この場合、スクリプト処理部 2 3 1 1 は、第 1 スクリプト a における秘匿情報記憶部 2 7 へのアクセス機能を実行できる。

## 【 0 0 5 7 】

一方、図 3 B に示すように、第 2 ハッシュ鍵 H 2 \_\_ a がスクリプト a を暗号化したものであるのに対して、第 1 スクリプトが正規のスクリプト a を改変したスクリプト b である場合、ハッシュ計算で得られる第 1 ハッシュ鍵 H 1 \_\_ b は、第 2 ハッシュ鍵 H 2 \_\_ a に一致しない。この場合、スクリプト処理部 2 3 1 1 は、第 1 スクリプト a における秘匿情報記憶部 2 7 へのアクセス機能を実行できない。

20

## 【 0 0 5 8 】

また、図 3 C に示すように、第 2 ハッシュ鍵を、スクリプト c を暗号化した H 2 \_\_ c に更新する場合がある。第 2 ハッシュ鍵を H 2 \_\_ c に更新する場合は、同時に第 1 スクリプトをスクリプト c に更新する。

## 【 0 0 5 9 】

そして、図 3 C に示すように、第 1 スクリプトが更新後の正規のスクリプト c である場合、ハッシュ計算で得られる第 1 ハッシュ鍵 H 1 \_\_ c は、更新後の第 2 ハッシュ鍵 H 2 \_\_ c に一致する。この場合、スクリプト処理部 2 3 1 1 は、更新後の第 1 スクリプト c における秘匿情報記憶部 2 7 へのアクセス機能を実行できる。

30

## 【 0 0 6 0 】

以上説明したように、本実施形態によれば、第 1 ハッシュ鍵と第 2 ハッシュ鍵との比較結果に応じて秘匿情報記憶部 2 7 へのアクセスが制御されるので、ユーザが意図しないスクリプトが実行されることを制限できる。

## 【 0 0 6 1 】

なお、実行が制限される第 1 スクリプトは、改変された第 1 スクリプトであればよく、秘匿情報記憶部 2 7 にアクセスできるように改変されたものに限定されない。また、第 1 スクリプトにおける実行が制限される内容は、秘匿情報記憶部 2 7 へのアクセスに限定されず、例えば、第 1 スクリプトの改変の態様に依りて異なってもよい。

40

## 【 0 0 6 2 】

本発明のいくつかの実施形態を説明したが、これらの実施形態は、例として提示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。これら実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行うことができる。これら実施形態やその変形は、発明の範囲や要旨に含まれると同様に、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれるものである。

## 【 符号の説明 】

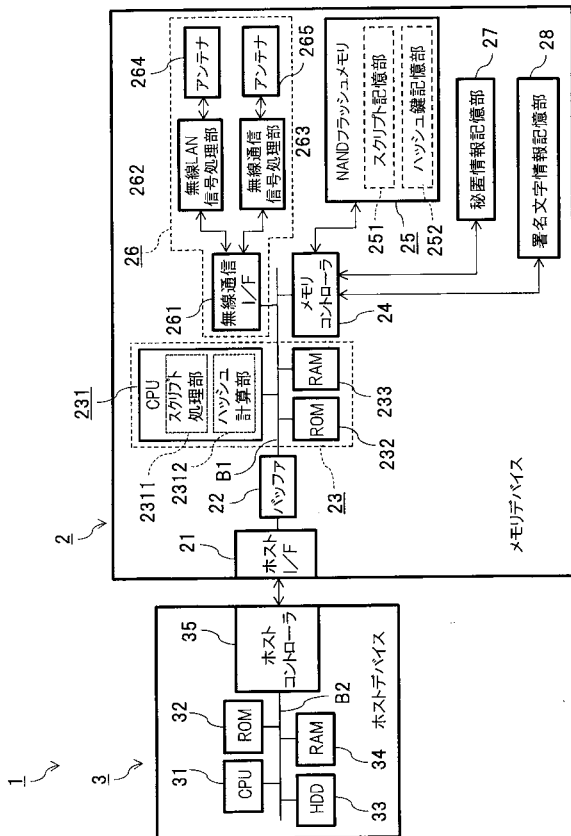
## 【 0 0 6 3 】

2 メモリデバイス

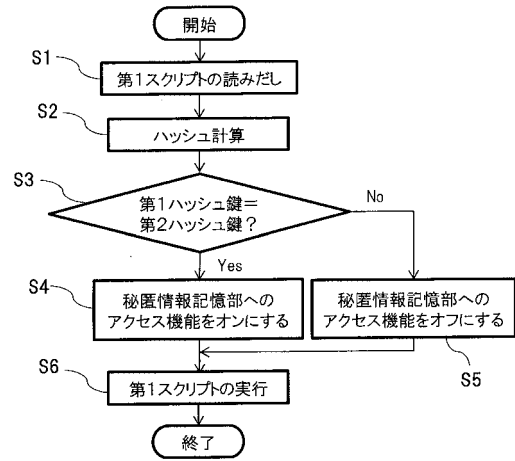
50

- 2 3 1 1 スクリプト処理部
- 2 3 1 2 ハッシュ計算部
- 2 5 1 スクリプト記憶部
- 2 5 2 ハッシュ鍵記憶部

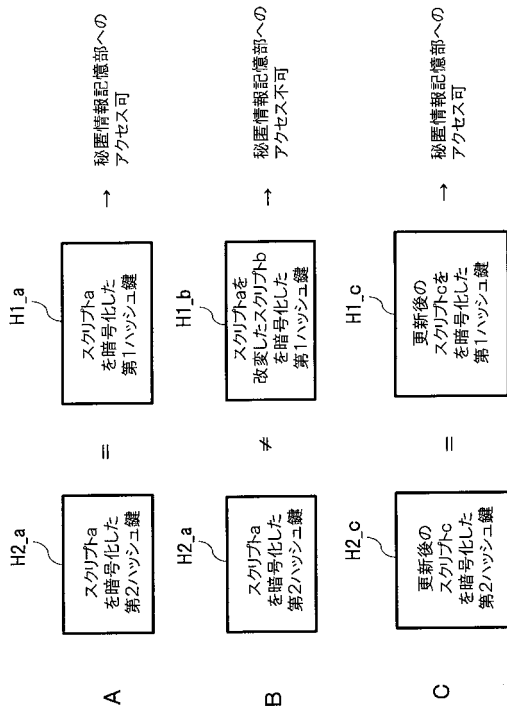
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



---

フロントページの続き

(51)Int.Cl.	F I	テーマコード(参考)
<b>G 0 6 K 19/077 (2006.01)</b>	G 0 6 K 19/077	1 6 8
	G 0 6 K 19/077	2 4 4

Fターム(参考) 5B035 AA13 BA06 BB09 CA25 CA34 CA38  
5J104 AA08 LA01 NA12 PA07